

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 6年度上川中部署【上川地区外】保全整備造林外第2号
- 2 事業場所 上川中部森林管理署 23林班い小班外
- 3 事業量 植付 1. 24ha
 コンテナ苗植付 2. 54ha
 下刈 86.76ha
 歩道刈払 31.649km
 作業道刈払 19.020km
 作業道修理（路面整正） 7.035km
 作業道修理（砂利敷均） 250m³
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
 令和6年10月31日まで
 ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
 金 円也）
- 〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
 （適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	分の 以内
	中間前金払	第35条第3項
○×	部分払	回以内
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあたっては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
カラマツ苗	1号	2,244本	23林班い小班	
トドマツ苗	1号	308本	23林班い小班	

8 特約事項

別紙のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 住所 北海道旭川市神楽3条5丁目3番11号
氏名 分任支出負担行為担当官
上川中部森林管理署長 中村 昌有吉 印

請負者 住所
氏名 印

植付

事業内記書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積 (ha)		数量 (本)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	まで	
愛別	23 い	新植 植付	カラマツ	0.91	0.91	2,244	1	2.0	2.0	1	契約日の翌日	R6.6.14	次代検定林 (苗木不要)
愛別	23 い	新植 植付	トドマツ	0.13	0.13	308	1	2.0	2.0	1	契約日の翌日	R6.6.14	次代検定林 (苗木不要)
		新植 植付 計		1.04	1.04	2,552							
		愛別 計		1.04	1.04	2,552							
層雲峡	2331 そ	改植 植付	アカエゾマツ	37.88	0.20	370	2	1.8	1.4	1	契約日の翌日	R6.6.14	
		改植 植付 計		37.88	0.20	370							
		層雲峡 計		37.88	0.20	370							
合計				38.92	1.24	2,922							

コンテナ苗植付

事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		数量 (本)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	まで	
愛別	23 い	新植 コンテナ苗植付	カラマツ(コンテナ 苗)	3.12	2.54	5,160	1	2.0	2.0	1	R6.9.1	R6.10.31	
		新植 コンテナ苗植付計		3.12	2.54	5,160							
		愛別計		3.12	2.54	5,160							
合計				3.12	2.54	5,160							

歩道刈払

事業内記書

担当区	歩道名	作業種別 (細分)	刈払 延長 (m)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				刈幅				から	まで	
愛別	20・25林班境界	歩道修理刈払	11,091	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
愛別	58ち1林小班	歩道修理刈払	680	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
愛別	63は林小班	歩道修理刈払	1,110	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
		愛別計	12,881							
上川	2014・2017林班境界	歩道修理刈払	1,300	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
上川	2021・2023林班境界	歩道修理刈払	3,550	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
		上川計	4,850							
茅刈別	2125林班境界	歩道修理刈払	2,118	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
		茅刈別計	2,118							
清川	2140と林小班	歩道修理刈払	750	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
清川	2145林班境界	歩道修理刈払	1,107	1.0m				契約日の翌日	R6.10.31	
清川	2146・2147林班境界	歩道修理刈払	1,176	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
清川	2148林班境界	歩道修理刈払	1,967	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
清川	2444お林小班	歩道修理刈払	1,300	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
		清川計	6,300							
層雲峡	層雲峡境界	歩道修理刈払	5,470	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
		層雲峡計	5,470							
合計			31,619							

作業道刈払

事業内記書

担当区	作業道名	作業種別 (細分)	刈払 延長 (m)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				刈幅				から	まで	
愛別	23林班1号	作業道修理刈払	1,340	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
愛別	63林班1号	作業道修理刈払	960	1.5m				契約日の翌日	R6.10.31	
愛別	8・9林班	作業道修理刈払	3,670	4.0m				契約日の翌日	R6.10.31	
愛別	伏古八線	作業道修理刈払	550	4.0m				契約日の翌日	R6.10.31	
		愛別 計	6,520							
中越	奥平沢	作業道修理刈払	1,200	2.0m				契約日の翌日	R6.10.31	
中越	浮島	作業道修理刈払	1,190	2.0m				契約日の翌日	R6.10.31	
		中越 計	2,390							
茅刈別	ニセイカウシュツペ	作業道修理刈払	6,180	2.0m				契約日の翌日	R6.10.31	
		茅刈別 計	6,180							
清川	古川	作業道修理刈払	2,430	2.0m				契約日の翌日	R6.10.31	
		清川 計	2,430							
層雲峡	シンパク沢赤岳1号線	作業道修理刈払	1,500	2.0m				契約日の翌日	R6.10.31	
		層雲峡 計	1,500							
合計			19,020							

砂利敷均

事業内訳書

担当区	作業道名	内訳	作業種別 (細分)	作業 延長 (m)	数量 (m3)	作業仕様				作業期間年月日		備考
										から	まで	
愛別	23林班1号	ブルドーザ3t級	作業道修理 砂利敷均		250					契約日の翌日	R6.10.31	
			愛別 計		250							
合計					250							

特約事項

- ① 請負者は、「国有林野事業造林事業請負契約約款」又は「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。
- ② 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- ③ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。
- ④ 請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 244 号林野庁長官通知)」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに 3 点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに 3 点ずつ減ずることができることとする。
- ⑤ 請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。

特記仕様書

1 コンテナ苗について

植付作業で使用するコンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の苗木安定需給協定」締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
有限会社石田農園 夕張郡長沼町東5線北14 Tel 0123-89-2254	カラマツ	1号 (150cc)	2,030本
北振種苗有限会社 紋別郡雄武町中雄武108 Tel 0158-84-3820	カラマツ	1号 (150cc)	830本

2 23い林小班の次代検定林の植付については、次のとおりとする。

- (1) 植付作業で使用する裸苗について、森林総合研究所林木育種センター北海道育種場から提供される苗木を使用すること。
- (2) 試験地の植付作業を行う際は、森林総合研究所林木育種センター北海道育種場の担当者と打合せし、立会いのもと作業を行うこと。
- (3) 試験地の植栽配置図については、別添1～3のとおりとするが、変更が生じる場合もある。

3 2023い林小班及び2144り林小班の下刈については、次のとおりとする。

- (1) 使用する機械について
 - ①株式会社アクティオから遠隔操縦型草刈機「RJ703 神刈」をレンタルして実行すること。
 - ②機械の運搬費（往復）及びレンタル料金は、請負者の負担とする。
 - ③機械のレンタル期間は、31日間（7月1日から7月31日受け渡し含む）とする。
 - ④調整等については契約後、株式会社アクティオと打合せするものとする。
 - ⑤納入場所及び引取場所は、監督職員が指示する場所とする。
 - ⑥納入日は7月1日、引取日は7月31日とする。
 - ⑦本契約で使用する「RJ703 神刈」と、他物件の事業現場で使用するレンタル機械の納入・引取日が同日のため、本契約におけるレンタル料金のうち現場立会費は

通常の半額となる。

(2) 作業仕様について

- ①2023 い林小班の「残幅 1.0m」については、苗木の両側を刈り残す「不用幅」とする。
- ②2144 り林小班については、苗木の片側 1.4mを刈払うものとする。

4 2078 は林小班及び 2079 お林小班の下刈については、次のとおりとする。

(1) 使用する機械について

- ①株式会社アクティオから油圧配管付バックホウとアタッチメント (seppi mini BMS125) のセット (以後「マルチャー」) をレンタルして実行すること。
- ②機械のレンタル料金は、請負者の負担とする。
- ③機械のレンタル期間は、30 日間 (9月1日から9月30日受け渡し含む) とする。
- ④調整等については契約後、株式会社アクティオと打合せするものとする。
- ⑤納入場所及び引取場所は、監督職員が指示する場所とする。

(2) 作業仕様について

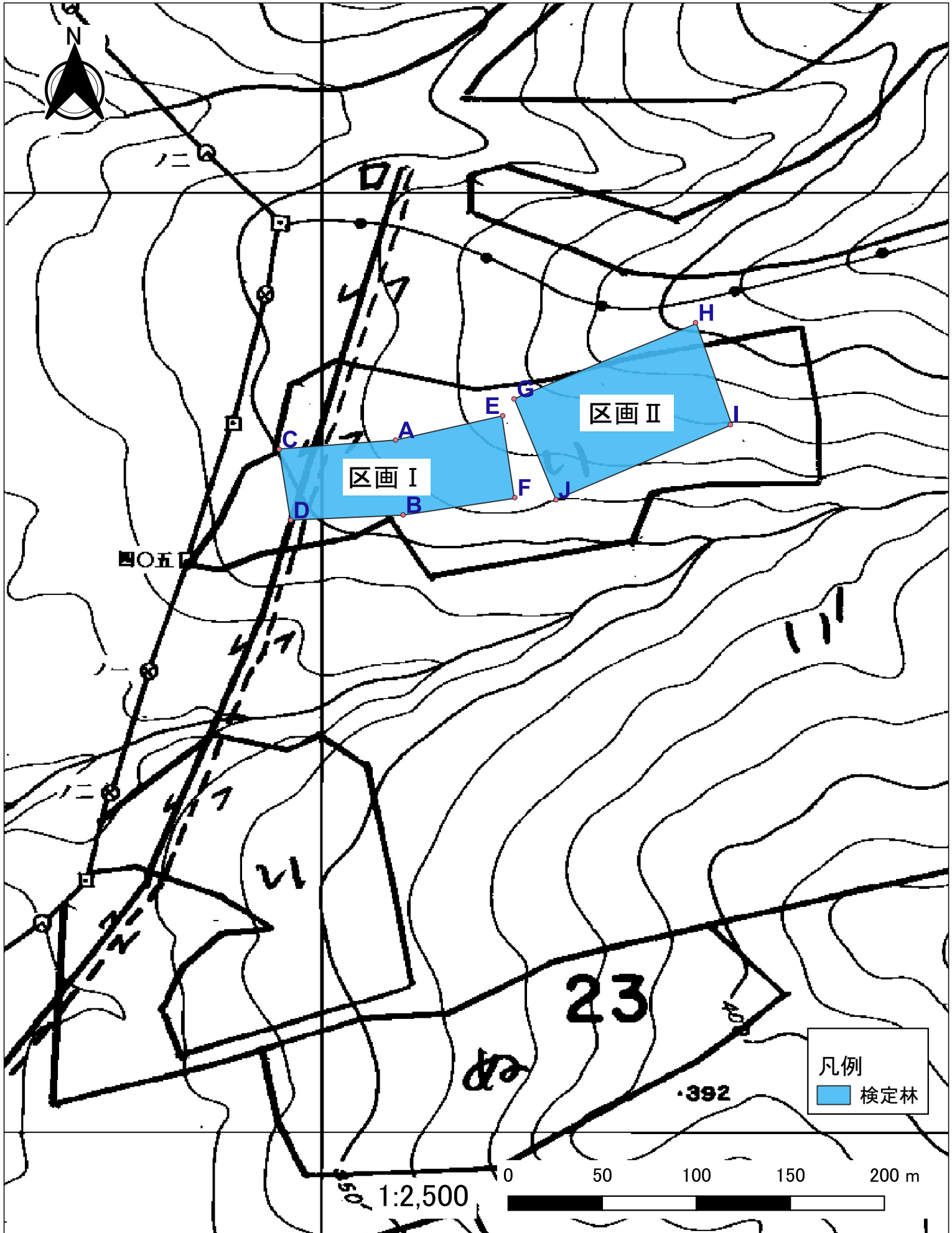
- ①残し幅にある、高さ 3 m程度のチシマザサを刈払うものとする。

5 「RJ703 神刈」及び「マルチャー」による下刈の実行にあたっての留意事項

- ①刈払いが必要な幅にもかかわらず、何らかの理由により刈払いできない箇所がある場合は、人力機械で刈払うこと。
- ②現地での具体的な作業方法については、監督職員と打合せのうえ実行すること。
- ③現地検討会及び功程調査 (時間計測、聞き取り調査及びビデオ撮影等) を行う場合は協力すること。
- ④請負者の過失により機械の破損が生じた場合は、請負者の責任において修理すること。請負者の責任によらない場合や発注者の指示に起因する修理や部品交換等により支払いが生じた場合は、発注者と請負者が協議する。
- ⑤請負者が下刈用の機械を保有し、自社の所有機械を用いて事業実行を希望する場合は、事前に申し出ること。

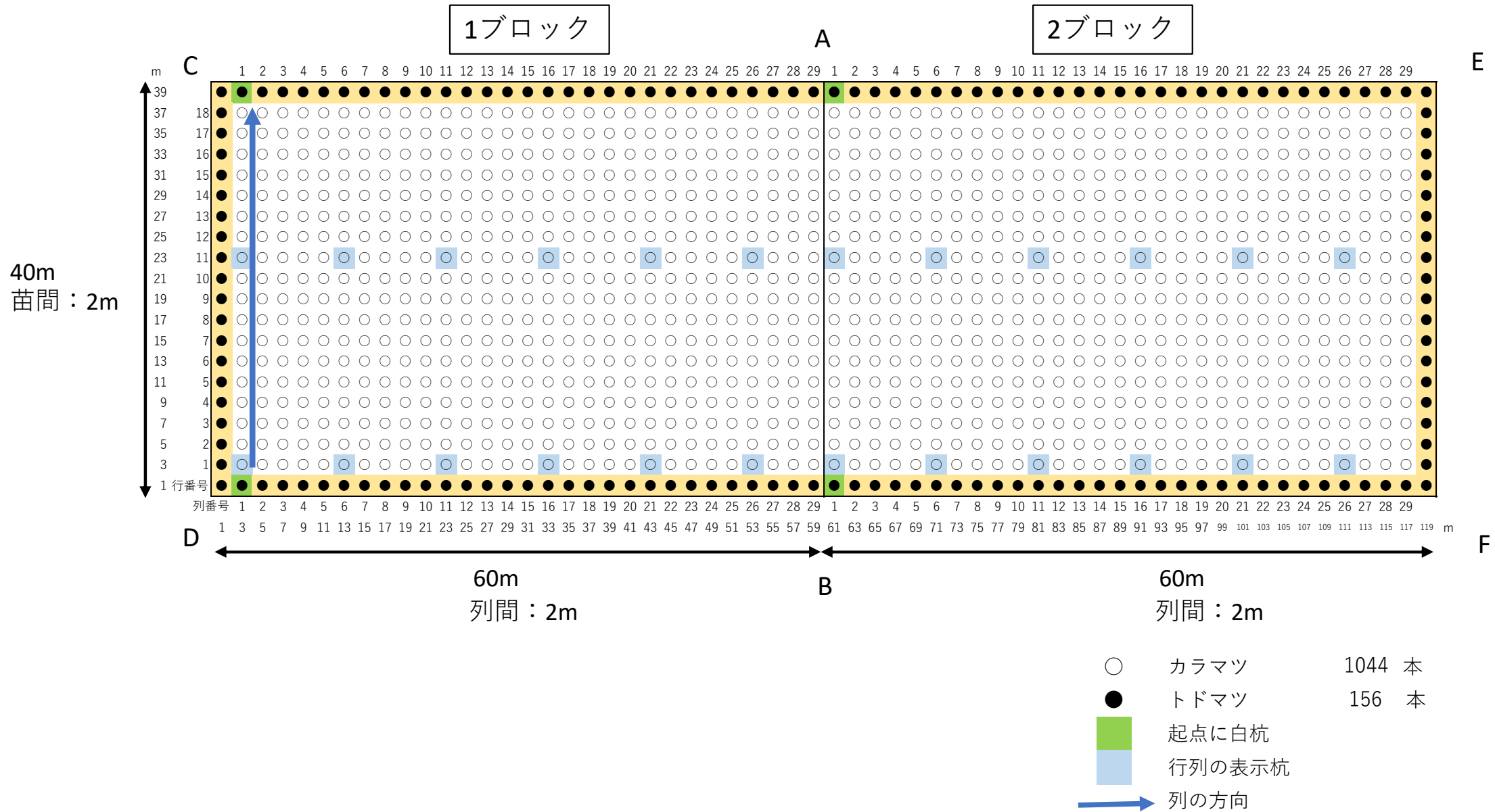
令和6年度 次代検定林実測図(北旭16号)
上川中部森林管理署 23い林小班

別添1

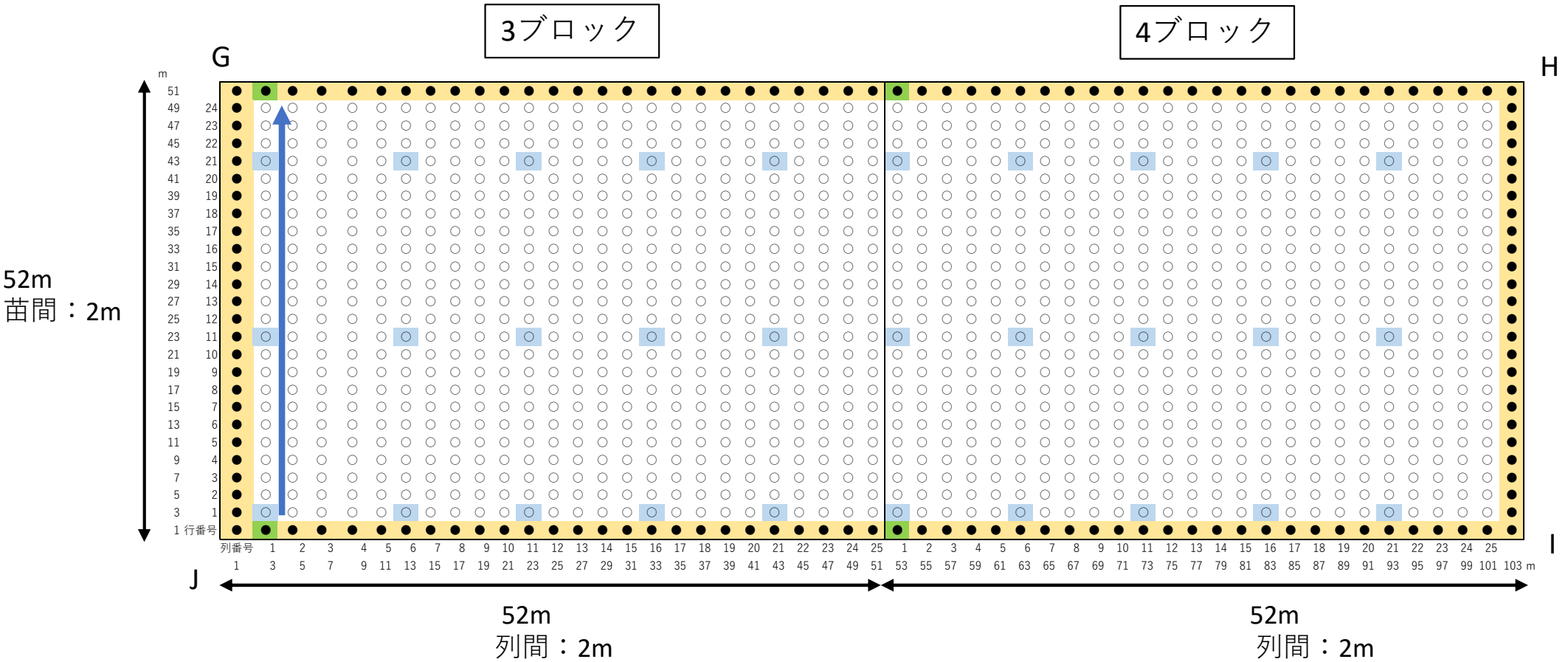


令和6年度 次代検定林植付設計図（北旭16号）
 上川中部森林管理署23い林小班 区画I

別添2



令和6年度 次代検定林植付設計図（北旭16号）
 上川中部森林管理署23い林小班 区画Ⅱ



- カラマツ 1200 本
- トドマツ 126 本
- 起点に白杭
- 行列の表示杭
- ➡ 列の方向

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとします。